

令和7年度
第2回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和7年5月23日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和7年度第2回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和7年5月19日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和7年5月23日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年5月23日 13時30分			議 長	三 浦 美恵子
	閉 会	令和7年5月23日 14時03分			議 長	三 浦 美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 12名 欠 席 7名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	▲
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	○
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	▲
	4	竹 田 憲 治	▲	14	中 村 一 彦	▲
	5	齊 藤 由希子	▲	15	三 浦 隆	○
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	▲
	7	向久保 勉	○	17	伊 藤 始	○
	8	熊 澤 威 人	○	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
	10	阿 部 正 光	▲			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 1 番	小山田 和 義	議席番号 2 番	國 司 功
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	高 橋 誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	松 尾 竜 也		
	農地調整係主任	恩 賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となる委員の報告をいたします。総会資料の2ページをお開き願います。

議席番号4番竹田憲治委員仕事のため、議席番号5番齊藤由希子委員仕事のため、議席番号10番阿部正光委員仕事のため、議席番号11番竹田和夫委員所用のため、議席番号13番田村昭雄委員仕事のため、議席番号14番中村一彦委員仕事のため、議席番号16番工藤嘉充委員仕事のためと連絡をいただいております。

以上7名の欠席となっており、出席委員数は19名中12名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和7年度八幡平市農業委員会第2回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中12名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、議席番号1番小山田和義委員と議席番号2番國司功委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第2回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第2回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、2項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3 報告・連絡事項となります。

1 項目め。令和 7 年 5 月以降の主な会議 行事等日程について

2 項目め。令和 7 年度第 2 回総会について

3 項目め。令和 7 年度就農相談会（第 1 期）アドバイザーの派遣について

以上、3 項目の内容について、事務局から説明を行いましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で、事務局より「3 項目め」の報告を行う事としております。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、6 月 10 日午前 9 時 30 分に決定となりました。

2 項目め。令和 7 年度先進地視察研修の実施について

内容について協議を行ったところ、6 ページの下側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

5 情報提供等となります。

三浦会長より 1 件の情報提供が行われました。

その後に運営委員から 1 件の意見が出され、事務局で対応することとしました。

なお、事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 7 年度第 2 回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 7 年 5 月 23 日、運営委員長（会長）三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）

それでは、総会資料の 8 ページをご覧ください。

令和 7 年 4 月 25 日から令和 7 年 5 月 22 日までの業務報告をさせていただきます。

まる 1 番からまる 2 番までは先月の総会内容、まる 3 番は 1 月の総会内容となります。まる 4 番はこの 1 ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、まる 5 番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は 5 月 16 日の金曜日でございまして、9 件の現地調査を行いました。当日の調査委員は農業委員の 17 番委員伊藤始委員、農業委員の 18 番委員松村勝彦委員、推進委員の西根南地区の 8 番委員工藤彰委員、推進委員の西根北地区の 6 番委員田村憲一委員、推進委員の松尾地区の 8 番委員佐々木竜一委員の 5 名でございます。

また、事務局からは私と恩賀主任の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、まる6番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和7年4月19日から令和7年5月15日までの間で、あっせんの申出は2件となっております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は7件です。

関係資料1ページから2ページにあります審査項目一覧表もあわせてご覧ください。

議案の説明に入る前に農地法第3条の概要を説明します。

農地法第3条とは、農地を農地のまま売買、贈与など行い、耕作を目的とした権利移動を行う許可制度です。

それでは、申請内容の説明に入ります。

申請番号1：大更第1地割282-1、田、2,983㎡を含む2筆4,546㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が牧草を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 2 : 田頭第 3 地割 24、田、1,004 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人の親戚が保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号 3 : 平館第 28 地割 81-2、田、3,753 m²を含む 3 筆 6,940 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が牧草を作付しており、権利取得後は水稻を作付予定です。

申請番号 4 : 西根寺田第 8 地割 84-5、畑、713 m²を含む 4 筆 1,893 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号 5 : 松尾第 3 地割 3、畑、288 m²を含む 2 筆 624 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

なお、譲受人は取得農地に隣接する空き家をあわせて取得予定で、そこを拠点に営農予定です。

申請番号 6 : 山口 44-8、畑、257 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 7 : 平館第 8 地割 213、田、559 m²を含む 2 筆 1,530 m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が野菜を作付しており、権利取得後は水稻を作付予定です。

次の 4 ページに申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員佐々木竜一委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（佐々木竜一委員）

推進委員の佐々木竜一です。

申請番号 1 番ですが、位置は、西根 IC から北へ約 500m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は、平笠小学校から北東へ約 450m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 3 番ですが、位置は、平館高等学校から東へ約 1 k m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 4 番ですが、位置は、寺田小学校から北へ約 1.2 k m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 5 番ですが、位置は、JR 松尾八幡平駅から北西へ約 600m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 6 番ですが、位置は、安代インターチェンジから北東へ約 2.8 k m の地点です。現況は、

保全されておりました。

申請番号 7 番ですが、位置は、西根第一中学校から南西へ約 600m の地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に農地法第 5 条の概要を説明いたします。

農地法第 5 条とは、農地を農地以外に利用する目的で貸借、売買などの権利移動を行う許可制度です。

所有者や事業者は、農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要があります。

それでは、議案の 6 ページをご覧ください。今月の申請は 1 件です。

関係資料 3 ページ以降にあります申請一覧表も あわせてご覧ください。

申請番号 1 : 大更第 2 地割 141-18、畑、2,956 m²です。

転用の目的は、賃貸借権設定による工事の一時現場事務所の建設です。

申請者は、令和 9 年稼働予定の木質バイオマス発電所の建設工事に伴い、建設地に近く事業用地との出入りの利便がいい申請地を現場事務所とすることで申請があったものです。

申請地の農地区分は第 1 種農地、例外規定は一時転用による申請で、契約期間は 3 年を予定しており、完了後は原状復旧するものです。

各申請とも農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員佐々木竜一委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（佐々木竜一委員）

推進委員の佐々木竜一です。

申請番号 1 番ですが、位置は西根インターチェンジから東へ約 1.6 k m の地点です。現況は保全されておりました。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

15 番委員（三浦委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい。

15 番委員（三浦委員）

一時転用の契約期間が 3 年間ということですが、3 年後に現地確認をしているのかその辺をお聞きします。

事務局（恩賀主任）

農地法第 5 条は許可が出たあと 3 か月後、そのあと 1 年後づつに進捗状況報告書を提出して頂いております。そちらに写真を添付して頂いているので現地確認も併せて行っております。

議長（三浦会長）

よろしいですか。

15 番委員（三浦委員）

はい。

議長（三浦会長）

あとありませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

それでは「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決します。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に農地法の適用外証明の概要を説明いたします。

適用外証明とは、現況が農地以外となっている土地について、その土地の所有者からの申請に対し農業委員会が行う「農地法の適用を受けない土地である」旨の証明をいいます。

農業委員会が証明できる範囲としては、現況が農地以外となってから 20 年以上経過した土地で農地への現状復旧が困難である場合などであり、農地以外への地目の変更登記には、農業委員会の適用外証明が必要となります。

それでは、議案の 8 ページをご覧ください。今月の申請は 1 件です。

関係資料 3 ページ以降にあります申請一覧表も あわせてご覧ください。

申請番号 1 : 松尾寄木第 13 地割 223-5、畑、665 m²を含む 2 筆 682 m²です。現況は、宅地化しています。

申請地は、隣接地の倉庫を建設する際に造成され、平成 10 年ころから現在の状態となり、放置していたということです。今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員佐々木竜一委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（佐々木竜一委員）

推進委員の佐々木竜一です。

申請番号 1 番ですが、位置は岩手山サービスエリアから北西へ約 1.7 k m の地点です。現況は、宅地化しておりました。

今回の農地は、非農地化されてから 20 年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第４号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第４号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に農用地利用集積等促進計画について 概要を説明いたします。

農用地利用集積等促進計画とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき農地中間管理機構である岩手県農業公社が、所有者から農地を借り受け、または買い受け、耕作者へ貸し付ける、または売り渡す計画のことです。

それでは、議案の 10 ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定 8 件、使用貸借権設定 16 件、所有権移転が 2 件の合計 26 件で、全件新規の申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号 1 番～6 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 7 番は西根北地区および松尾地区に係る申請です。

申請番号 8 番は安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号 9 番～15 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 16 番～18 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 19 番～22 番は松尾地区に係る申請です。

申請番号 23 番～24 番は安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号 25 番～26 番は安代地区に係る申請です。

各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 8 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 15 番三浦隆委員の退席を求めます。

（15 番 三浦隆 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号 8 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号８番の案件を採決いたします。
この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号８番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号15番三浦隆委員の着席を求めます。

（15 番 三浦隆 委員 着席確認）

議長（三浦会長）

次に、申請番号18番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号８番熊澤威人委員の退席を求めます。

（８ 番 熊澤威人 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号18番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号18番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号18番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号8番熊澤威人委員の着席を求めます。

（8番 熊澤威人 委員 着席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号8番及び18番を除く議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号8番及び18番を除く議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号8番及び18番を除く議案第4号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時03分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第2回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。ご苦勞様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年6月25日

会 長 _____

1 番委員 _____

2 番委員 _____

令和 7 年度

第 2 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 1 時 30 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - （1） 第 2 回運営委員会報告
 - （2） 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第 3 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会